

○財務省告示第十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、
 平成二十五年十二月九日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方 法	発 行 額	払 込 金 額	最 低 額 面 金	振 替 単 位	発 行 日	発 行 価 格
利付国庫債券（十年）（第三百三 十一回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けけるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で四十一億五千百八十 五万円	四十一億六千六百三十八万四千 四百七十五円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十五年十二月九日	額面金額百円につき百円三十五 銭

十一

の経過利率
の払込み

(一) 年〇・六パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{80}{365}$$

十三

初期利子

平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

